工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
甲府河川国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事
工事地名	甲府出張所管内外２箇所

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 4月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 6月
２）	事務所名	甲府河川国道事務所　道路管理第二課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2026041010	１４）	単価適用年月	2026年 6月
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 6月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	道路維持工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	187日間　自　令和 8年 8月 3日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 9年 2月 5日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	山梨県	２２）	処 分 費 等	70,242
１０）	地　　区	甲府地区	２３）	公 告 日	令和 8年 4月15日
１１）	河川・路線		２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路修繕		式	1		26,442,528			
標識工		式	1		22,217,350			
小型標識工		式	1		10,915,060			
標識柱	標識柱・基礎取替　単柱式 径76.3 柱長さ 3.3m	基	130	75,900	9,867,000			単-1号
標識板	2.0m2未満　撤去・再設置	枚	130	8,062	1,048,060			単-2号
大型標識工		式	1		11,302,290			
片持標識柱	標識柱取替　400kg/基以上	基	9	1,178,000	10,602,000			単-3号
標識板	2.0m2以上　撤去・再設置	枚	9	77,810	700,290			単-4号
構造物撤去工		式	1		368,528			
運搬処理工		式	1		368,528			
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	46	2,003	92,138			単-5号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	46	1,527	70,242			単-6号

設計内訳書

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品運搬	標識柱	t	8.2	25,140	206,148			単-7号
仮設工		式	1		3,856,650			
交通管理工		式	1		3,856,650			
交通誘導警備員 A		人日	105	19,080	2,003,400			単-8号
交通誘導警備員 B		人日	105	17,650	1,853,250			単-9号
直接工事費		式	1		26,442,528			
共通仮設費		式	1		2,876,000			
共通仮設費		式	1		187,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		187,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		2,689,000			
純工事費		式	1		29,318,528			
現場管理費		式	1		10,136,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路修繕

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価		式	1		39,454,528			
一般管理費等		式	1		8,075,472			
工事価格		式	1		47,530,000			
消費税相当額		式	1		4,753,000			
工事費計		式	1		52,283,000			

内訳書＜データ無し＞

単価使用年月	
歩掛使用年月	
労務調整係数	

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要

１次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	標識柱	標識柱・基礎取替　単柱式 径76.3 柱長さ 3.3m	単位	基	数量	1	単価	75,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱・基礎撤去（路側式）	単柱式(基礎含む) 5基以上 無 無	基	1	20,100	20,100	
標識柱・基礎設置（路側式）	単柱式(基礎含む) φ76.3 5基以上 無 無 無 有 下地亜鉛メッキ＋静電粉体塗装（白色）	基	1	55,800	55,800	
計					75,900	
単価					75,900	円／基

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	標識板	2.0m2未満　撤去・再設置	単位	枚	数量	1	単価	8,062

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去(警戒・規制・指示・路線番号標識)	5基以上 無 無	基	1	3,252	3,252	
標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）	無 5基以上 無 無	基	1	4,810	4,810	
計					8,062	
単価					8,062	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	片持標識柱	標識柱取替　400kg/基以上	単位	基	数量	1	単価	1,178,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 3基以上 無 無	基	1	39,390	39,390	
標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋静電粉体塗装 556.8kg/基 3基以上 無 無	基	1	1,138,000	1,138,000	
計					1,177,390	
単価					1,178,000	円／基

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	標識板	2.0m2以上　撤去・再設置	単位	枚	数量	1	単価	77,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 無	ｍ２	4.8	6,868	32,966.4	
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設 2.0m2以上 10m2以上 無 無	ｍ２	4.8	9,342	44,841.6	
計					77,808	
単価					77,810	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,003

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 8.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,003	2,003	
計					2,003	
単価					2,003	円／m3

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	1,527

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	1,527	1,527	
計					1,527	
単価					1,527	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	現場発生品運搬	標識柱	単位	t	数量	1	単価	25,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 有り 9.0km以下	t	1	5,767	5,767	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t	t	1	11,020	11,020	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	通称２ｔ積級	時間	1	6,760	6,760	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	通称２ｔ積級	時間	1	1,520	1,520	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ	時間	1	68	68	
計					25,135	
単価					25,140	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	17,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	17,650	17,650	
計					17,650	
単価					17,650	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱・基礎撤去（路側式）	単柱式(基礎含む) 5基以上 無 無	単位	基	数量	1	単価	20,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱・基礎撤去（路側式）	単柱式　φ６０．５～φ１０１．６	基	1	20,099	20,099	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					20,100	
単価					20,100	円／基

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱・基礎設置（路側式）	単柱式(基礎含む)φ76.3 5基以上 無 無 無 有 下地亜鉛メッキ＋静電粉体塗装（白色）	単位	基	数量	1	単価	55,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱・基礎設置（路側式）	単柱式　メッキ＋塗装　φ７６．３	基	1	55,800	55,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					55,800	
単価					55,800	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板撤去(警戒・規制・指示・路線番号標識)	5基以上 無 無	単位	基	数量	1	単価	3,252

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去 警戒　規制　指示　路線番号標識		基	1	3,252.2	3,252	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					3,252	
単価					3,252	円／基

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）	無 5基以上 無 無	単位	基	数量	1	単価	4,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（警戒・規制・指示・路線番号標識）	設置手間	基	1	4,810	4,810	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,810	
単価					4,810	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 3基以上 無 無	単位	基	数量	1	単価	39,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式）	４００ｋｇ以上	基	1	39,390	39,390	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					39,390	
単価					39,390	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋静電粉体塗装 556.8kg/基 3基以上 無 無	単位	基	数量	1	単価	1,138,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識ｼﾀ	ｵｰﾊﾞｰﾊﾝｸﾞ F･逆L･T型 鋼管 静電粉体塗装	t	0.55	1,970,000	1,083,500	
標識柱設置（片持式）	４００ｋｇ以上　設置手間	基	1	54,000	54,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		500	
計					1,138,000	
単価					1,138,000	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	6,868

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））	２．０ｍ２以上	ｍ２	1	6,868	6,868	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,868	
単価					6,868	円／ｍ２

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設 2.0m2以上 10m2以上 無 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	9,342

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設　２ｍ２以上　設置手間	ｍ２	1	9,342.5	9,342	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,342	
単価					9,342	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	1,527

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	丸浜興業	ｍ３	100	1,527	152,700	
計					152,700	
単価					1,527	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	通称２ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	6,760

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,336	4,647	
軽油		L	3.5	150	525	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	通称２ｔ積級	時間	1	1,520	1,520	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	タイヤ	時間	1	68	68	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,760	
単価					6,760	円／時間

参考資料（1）

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	19,074	19,074	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

単価使用年月	2026.06
歩掛使用年月	2026.06
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	17,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	17,646	17,646	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					17,650	
単価					17,650	円／人日

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路維持工事　　合算工事： 0

対象工事費	26,442,528	直接工事費	26,442,528	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	70,242	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	9,747,000	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	9,747,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	16,695,528	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	16,625,286		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	11.28 %		0 %		
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）	16.11 %	（15.79% × 週休1.02）			
計上額	2,689,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	16,625,286	直接二事費	26,442,528		
非対象額計（－）	9,817,242				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	9,747,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	70,242	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	16,625,286	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.13　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.13　％				
計上額	187,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	2,876,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	29,318,528	単独（追加工事）直接工事費	26,442,528	単独（追加工事）共通仮設費	2,876,000
非対象額計（－）	9,747,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	9,747,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	19,571,528	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	19,501,286		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	41.9 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	51.79 %	（50.28% × 週休1.03）	0 %		
計上額	10,136,000		0		0
			2,039,037	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	甲府河川国道事務所　道路管理第二課			工事番号	2026041010　　第　0　回変更
発注年月	令和08年04月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路維持工事

工事原価	39,454,528					
純工事費	29,318,528	現場管理費	10,136,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	0					
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	39,454,528	現工事	0	合算工事		0
全処分費等を除く						
一般管理費等対象工事原価	39,384,286	現工事	0	合算工事		0
（調整工事入力で使用）						
前払金支出割合による補正係数	1	現工事				
財団法人等による補正係数	1					
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	39,454,528					
契約保証に係る補正値	0.04　%					
一般管理費率						
単独（追加工事）	20.45　%	現工事	0　%	合算工事		0　%
一般管理費	8,075,472					
業務委託料等	0					
調査基準価格	47,135,000					
調査基準価格の100/110	42,850,000	（ 90.15　%）				

R７甲府出張所管内外標識補修工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	26,442,528		
(2)共通仮設費	2,876,000		
(3)純工事費 (1)+(2)	29,318,528		
(4)現場管理費	10,136,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	39,454,528	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	8,075,472	((7)一般管理費等(計算額)	8,084,232)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)	47,530,000		

(11)消費税相当額	4,753,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	52,283,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	47,530,000
(14)調査基準価格	47,135,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	42,850,000

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所　道路管理第二課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事　　（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路修繕		式		1		
標識工		式		1		
小型標識工		式		1		
標識柱	標識柱・基礎取替　単柱式 径76.3 柱長さ 3.3m	基		130		
標識板	2.0m2未満　撤去・再設置	枚		130		
大型標識工		式		1		
片持標識柱	標識柱取替　400kg/基以上	基		9		
標識板	2.0m2以上　撤去・再設置	枚		9		
構造物撤去工		式		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		46		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		46		
現場発生品運搬	標識柱	t		8.2		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員Ａ		人日		105		
交通誘導警備員Ｂ		人日		105		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事

特記仕様書

令和８年４月

国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所

第１章　総則

第１条　　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和８年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については、以下URLよりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　　主任技術者（契約書第１０条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することとする。

（１）　主任技術者は、１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士（土木）、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお､「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①　１級建設機械施工技士の資格を有する者

②　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門
（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門
（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

③　２級建設機械施工技士の資格を有する者

④　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑤　本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

（２）　監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

①　１級建設機械施工技士の資格を有する者

②　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

③　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

第３条　　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理

技術者の設置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）

（１）各工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

（２）工事現場間の距離は、１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。

（３）下請次数は３次までであること。

（４）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

（５）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

（６）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。

（７）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

（８）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は２件までであること。なお、専任特例２号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第１項（３）～（６）について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　　コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「１－１－１－７コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条　　コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への位置情報の入力

共通仕様書１－１－１－７コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。

なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

（甲府地区）

【２０号】

起点　山梨県笛吹市石和町広瀬　　緯度　35°38’40”経度　138°37’09”

終点　山梨県北杜市白州　　緯度　35°51’35”経度　138°17’01”

【５２号】

起点　山梨県南アルプス市東南湖　　緯度　35°34’10”経度　138°28’32”

終点　山梨県甲斐市志田　　緯度　36°41’06”経度　138°29’10”

起点　山梨県甲斐市竜王新町　　緯度　35°39’56”経度　138°30’53”

終点　山梨県甲府市丸ノ内　　緯度　35°39’42”経度　138°34’03”

（大和地区）

【２０号】

起点　山梨県大月市大月町真木　　緯度　35°36’08”経度　138°54’08”
終点　山梨県笛吹市石和町広瀬　　緯度　35°38’40”経度　138°37’09”

第７条　　コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への工事概要の入力

１．共通仕様書１－１－１－７コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考に記載するものとする。

【記載例】

本工事は、甲府出張所、大和国道出張所管内の一般国道２０号と一般国道５２号における標識の補修を行う工事である。主な工種は以下のとおり。

小型標識工　１式

大型標識工　１式

第８条　　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第９条　　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。

（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

別紙様式－０－１～０－１０

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１０条　　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１１条　　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－６）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１２条　　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１３条　　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①　情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②　サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③　②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１４条　　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１５条　　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１６条　　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１７条　　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①　本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②　受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第１８条　　設計変更等

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書１－１－１－１７から１－１－１－１９に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第１９条　　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２０条　　工事現場発生品

現場発生品の引き渡し場所は下表のとおりとする。

品目	規格	引き渡し場所	運搬距離	摘要
標識板 標識柱		下今井資材置場	21.5km	甲府出張所管内

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２１条　　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号　最終改正令和４年６月１７日法律第６８号）。以下「建設リサイクル法」という）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び	① 仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有　　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

解体方法	⑥ その他 （切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	その他の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（２） 分別解体等の方法

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート（無筋）	丸浜興業㈱	山梨県甲斐市下今井1540

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

⑶受入時間

丸浜興業㈱：８時００分～１７時００分

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかなった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２２条　　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２３条　　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第２４条　　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成２０年１２月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２５条　　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和８年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第２６条　　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２７条　　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる

項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第２８条　　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

① 労働安全衛生法第１９条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
② 労働安全衛生法第６０条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

６．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全工種	昼間作業	２１０人（うち有資格誘導員　１０５人）	交代要員含む
合計		２１０人（うち有資格誘導員　１０５人）	

７．試掘及び埋設物の防護

標識基礎工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第２９条　　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又はWBGTが２５℃以上の場合、真夏日とする。なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正率（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数 ： １．２

第３０条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認定

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取

り消す。

第３１条　　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第２３条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験者１年以上の者とすること。

なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第３２条　　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第３３条　　交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第３４条　　特定調達品目調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第３５条　　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和６２年３月３０日建設省経機第５８号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第３６条　　交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第３７条　　交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書１－１－１－３７交通安全管理１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員から求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①当該車両に関する特殊車両通行許可証

②到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿前景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

② 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－４０官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員に提出するものとする。

第３８条　　通行許可等

１．受注者は、建設機械、資材運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車両区分、車両番号等、車両諸元および積載荷重、資材の積載限度量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなくてはならない。
２．受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第３９条　　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容については、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（１）仮設備関係

環境負荷の低減を実施するものとする。

（２）営繕関係

現場休憩場の快適化を実施するものとする。

（３）安全関係

工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施する

ものとする。

（４）地域連携

社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

第４０条　　工期

１．工期は、雨天、休日等５９日を見込んでいる。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて、以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	３０日間
② 後片付け期間	２０日間
③ 雨休率（猛暑日補正あり） （実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数　実働日数×係数）	０．７２
④ 路上工事抑制期間（夏期）※富士五湖周辺以外 令和８年８月８日～令和８年８月１６日（予定）	９日間

ただし、工事発注後に路上工事抑制期間に変更が生じた場合は、監督職員より指示するものとする。

１日の降雨・降雪量が１０㎜／日以上の日：２４日間

過去５か年（2020年～2024年）の気象庁（甲府観測所）及び環境省（甲府地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式－７により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の

搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から１８７日間

（但し、令和８年８月３日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から１８７日間で工事を完了させること。

第４１条　　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４２条　　工事工程表の開示試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、前条「工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した概略工事工程表（別紙－２）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４３条　　悪天候等により工期変更は必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、大月観測所および韮崎観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量が１０ｍｍ以上／日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第４４条　施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全工種	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第４５条　概算・概略数量

発注図に示す大型標識標準図、小型標識標準図は標準的な形状を示しており、現地に設置されている形状とは異なっている。

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第４６条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術で

あって国により導入促進を図る技術

3．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2）NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第４７条　　新技術の活用「施工者選定型」

1．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2．本工事において、前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す１）～４）の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則１つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3．受注者は、選定した新技術が前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す１）～４）のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。

なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。

6．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。

7．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第４８条　　建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とＷｅｂ会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をＷｅｂ会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するＰＣにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ＡＳＰ）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やＷｅｂ会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ＡＳＰ）」、「Ｗｅｂ会議システム（teams､zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨

げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－８を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするがやむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和７年１２月１２日（国不建第１２１号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第４９条　　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１） 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２） 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３） 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４） 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５） 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６） 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５０条　　契約後ＶＥ方式

「ＶＥ提案」とは、契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案

である。

１．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

（１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

（２）契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

（３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

（１）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

（２）ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

（３）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

（４）発注者が別途発注する関連工事との関係

（５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱に関する事項

（６）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

４．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

５．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

６．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

７．提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

８．ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

９．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更について

（１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

（４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合、発注者

がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として、変更しないものとする。

１０．評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については当該権利の保護に留意するものとする。

１１．発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第５１条　　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第４６条　新技術の活用「新技術の定義」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５２条　　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」

［国土交通省HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第５３条　　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

（１）本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

（２）受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内

容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

（３）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

（４）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

（５） 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

（６）なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第５４条　　総価契約単価合意方式について

１．本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

２．請負代金内訳書の提出を求める場合、共通仕様書第３編３－１－１－１第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

３．発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第５５条　　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第５６条　　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第５７条　　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号　最終改正令和６年１２月１３日）第１５条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第５８条　　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和５年３月）」：（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施出来ない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第５９条　　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第６０条　　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第６１条　　基本事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人

情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第６２条　　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第６３条　　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第６４条　　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第６５条　　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第６６条　　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第６７条　　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第６８条　　資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料を複写した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－３）を発注者に提出しなければならない。

前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第６９条　　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第７０条　　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第７１条　　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　材料

第７２条　　道路標識

標識板は、撤去の際に取り外したものを、標識柱更新後に再利用するものとする。

第４章　その他

第７３条　　標識調書

標識調書の資料作成は、監督職員の指示により作成、提出するものとする。

また、標識調書の作成にあたっては、道路台帳事務取扱要領（令和６年３月改定）及び補助台帳事務取扱要領（令和６年３月改定）に基づき作成するものとし、作成部数は１箇所につき２部とする。

第７４条　　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第７５条　　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す「道路施設基本データ」を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、「道路施設基本データ」の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施　設　名	区分	施設番号	施　設　名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
付属物	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標(反射式)		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標(自光式)		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

２．道路施設基本データの作成は、別に定める「道路管理データベース　データ作成マニュアル（案）」によるものとする。

３．道路施設基本データは、「道路施設基本データ作成システム」で作成する。
４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。
５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
①　道路施設台帳作成総括表
②　道路施設基本データ総括表
③　道路施設基本データ一覧表
④　道路施設台帳チェックシート
⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦　工事数量総括表
６．受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、道路施設基本データとして登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書等に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として別紙様式－８に示すチェックリストを提出すること。
なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第７６条　　維持的作業を行った場合の履歴一覧の作成について

受注者は、道路施設の補修及び施設形状に変更を加えない工事の場合、道路施設基本データの基本諸元の位置情報ならびに施設対応番号（整理番号）を記入した維持的作業履歴一覧を作成する。

第７７条　　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。
なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第７８条　　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。
また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第７９条　　相談窓口の設置

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図ることを目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経緯費等について相談窓口を設置している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問合せを行うこと。

相談窓口：道路担当副所長（管理）

電　　話：055-252-5491（代）

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 □ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 44 条 第 40 条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	□ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 28 条、第 31 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 □ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第 20 条

別紙－２

概略工事工程表

工事名 ： R7甲府出張所管内外標識補修工事

工種		単位	数量	30	60	90	120	150	180	210	240	270（日）	備考
準備工		式	1										・30日間
小型標識工		式	1										
大型標識工		式	1										
構造物撤去工		式	1										
後片付け		式	1										・20日間
制約条件	路上工事抑制	ー											・ゴールデンウィーク 令和8年4月25日～5月6日予定
	路上工事抑制	ー											・夏期規制（富士五湖周辺以外） 令和8年8月8日～8月16日予定

工期 ： 工事の始期から187日間（但し、令和8年8月3日までに工事を開始すること）

雨休率の適用：準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正無し）を適用。

別紙－３

証明書

工事（業務）名：Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両（全100台）を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－1】

積 算 内 訳 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工 事 名	○○道路改良工事

工事区分･工種･種別	単位	入札時					工事完成時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－2】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工 事 名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手持ち資材の比較表（主要資材）

記入要領	1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。 3) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）				官単価※（最終）	備考
				手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量	不足数量の手当方法		
型枠用合板	1800＊900＊12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
敷鉄板	5尺＊20尺	〃	土工	50		50				100		0	
ロードマット	3000＊2400	〃	〃	54		50				40		0	
〃	1500＊4000	〃	〃	80		50				0		0	
縞鋼板	1350＊5000	〃	〃	60		30				0		0	
再生材	RC-40	m^3	排水構造物工	100		69				55		3,750	

別紙様式－０－５

【比較表－４】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

記入要領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

工種種別	品名規格	単位	入札時(当初の予定)					工事完成時(実績)					※官単価(最終)	備考
			数量	単価	購入先名			数量	単価	購入先名				
					業者名	所在地	入札者との関係			業者名	所在地	入札者との関係		
生コンクリート	18－8－40	m^3	61	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	58	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	16,100	
生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	16,500	
セメント系固化剤	タフロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400	
コンクリート2次製品	BOX600＊600	本	18	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	80,200	市場単価
〃	BF300＊2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936	
〃	BF400＊2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃		0				0	
〃	BF500＊2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040	
〃	BF600＊2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400	

別紙様式－０－６

【比較表－５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

記入要領	1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。 2) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。 4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）			官単価※（最終）	備考
			数量	単価	メーカ名	現在の利用状況	数量	単価	メーカ名		
掘削機	0.2～0.45m³	台	10		○○○	4台空	2		○○○		
〃	0.7m³	〃	22		〃	8台空	5		〃		
〃	0.7m³	〃	9		□□□	4台空	4		□□□		
〃	1.2m³	〃	1		〃	空	1		〃		
〃	1.6m³	〃	1		〃	空	1		〃		
ブルドーザ	D65px	〃	3		○○○	2台空	1		○○○	25,100	供用日
不整地運搬車	LD1000	〃	7		△△△	3台空	5		△△△	21,600	供用日
掘削機	0.25m³	〃	4		〃	2台空	0		〃	7,320	供用日
〃	0.45m³	〃	1		〃	空	1		〃	13,000	供用日
〃	0.7m³	〃	6		〃	3台空	1		〃	18,100	供用日
不整地運搬車	LD700	〃	1		〃	空	1		〃		

別紙様式－０－７

【比較表－６】

労 務 者 の 確 保 計 画 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。 ・下請け労務者は()なしで記入する。 ・自社労務者は()内に記入する。 2) 下請け会社との関係も明記する。 3) 労務単価は必ず記入する。 4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工 事 名	○○道路改良工事

工 種	職 種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※ 官単価 (最終)	備 考
		単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
道路土工、地盤改良工	オペレーター							17,716	
		(17,000)	(320)	自社		472	自社		
道路土工	運転手	17,000	220	○○運輸(株)		102	○○運輸(株)	17,716	
				同族会社			同族会社		
排水構造物工	オペレーター	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716	
	普通作業員	(15,000)	(225)	自社		138	自社	14,626	
植生工	法面工	18,000	225	協力会社			協力会社	18,746	
				○○防災(株)		113	○○防災(株)		
仮設工	普通作業員							14,626	
		(15,000)	(7)	自社		20	自社		

別紙様式－０－８

【比較表－７】

工種別労務者配置計画の比較表

記入要領	1) 職種名は例示したものなので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。

工事名	○○道路改良工事

工種	種別	入札時（当初の予定）						工事完成時（実績）						備考
		配置予定人数					計	配置人数					計	
		世話役	普通作業員(特殊含)	配管工	電工	オペ		世話役	普通作業員(特殊含)	配管工	電工	オペ		
（例）土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5							
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10	
土工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40	
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7	
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5	
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5	
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6	

別紙様式－０－９

【比較表－８】

建 設 副 産 物 の 搬 出 等 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。					
工 事 名	○○道路改良工事					
建設副産物の名称	入札時(当初の予定)		工事完成時(実績)		官積算価格※ (最終)	備 考
	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	受け入れた箇所	受け入れた価格		
コンクリート塊	○○アスコン	2300／t	○○アスコン	1700／t	2300／t	
アスファルト・コンクリート塊	○○アスコン	2000／t	○○アスコン	1500／t	1500／t	
			○○アスコン	3000／t	2800／t	有筋
建設発生木材	無し					
建設発生土	無し					

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳　　注）消費税抜きで記入してください　　金額単位：千円

費　目	元請+元請外注	元　請	元請外注合計	1 ○○建設 道路土工	2 □□建設 排水構造物工	3 ○○防災 法面工	4 ○○運輸 道路土工	5 ○○興業 交通誘導	6 ○○地質 地質調査・試験	7 ○○森林 伐採工
① 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,914	1,441	8,600	2,850	0	0	158
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,954	982	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	138
(3) 機械機具等損料	9,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	20
(4) 賃与機械等現場修理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	734	13	13	0	0	0	0	0	0
② 間接工事費	19,683	11,896	7,787	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283
(1) 共通仮設費	8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0
イ 運搬費	2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0
A 器機材	250	70	180	80	60	40	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	60	40	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷鉄板類	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 積み込み取り卸し費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセントル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20t未満	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0
② 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20t以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0
① 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0
② 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0
ロ 準備費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	898	0	0
安全留意度「建設工事公衆災害防止対策要綱」について選択		2 通常の安全対策								
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用（稼働日の保安要員等の費用を含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安要員等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置、撤去、補修に要した費用及び使用期間中の賃料	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合における照明に要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 酸素欠乏症の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川、海岸工事における救命艇に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル等における防火安全対策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 国土交通省（運輸）発注工事における再圧装置設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通誘導員等	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0
C 鉄道・空港安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 美装化等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 航路安全標識・警戒船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム発破・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 役務費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	12	0	0	12	0	0	0	0
A 品質管理費等	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場条件等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種台帳等	12	0	12	0	0	12	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 営繕費	758	643	115	115	0	0	0	0	0	0
A 建物費	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
C 宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0
E 監督員詰所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0
F 美装化等1	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0
G 美装化等2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術者間接費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	11,614	7,188	4,423	-803	639	2,798	1,080	111	320	283
イ 労務管理費	528	183	345	20	161	151	0	2	0	11
ロ 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
B 研修訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 租税公課	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0
ニ 社員等従業員給料手当	8,367	4,917	3,450	1,001	960	359	792	33	214	91
ホ 退職金	9	0	9	0	0	0	0	0	4	5
ヘ 保険料	208	0	208	102	0	3	93	0	5	5
① 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0
③ 自動車保険	109	0	109	8	0	3	93	0	0	5
④ 組立保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 法定外の労災保険	10	0	10	6	0	0	0	0	4	0
⑥ その他損害保険	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
ト 法定福利費	2,594	1,168	1,426	624	223	255	172	76	31	45
A 労災保険料	539	497	42	0	0	30	0	1	1	11
B 雇用保険料	189	43	146	70	22	12	30	7	2	3
C 健康保険料	670	135	535	257	79	84	65	26	9	15
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	129	77	43	19	16
E 建退共制度掛金	300	300								
F 船員保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費	285	41	244	185	0	0	48	0	0	11
リ 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヌ 通信交通費	394	290	104	12	0	49	0	0	43	0
ル 交際費	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ヲ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	623	504	119	2	0	0	0	0	23	94
カ 外注一般管理費等	-1,494		-1,494	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	21
③ 外注費(下請欄は、外注一般管理費等の自動計算値)		41,750	外注一般の計算値⇒	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	21
④ 一般管理費等　自動計算値＝-1355	-1,355	-1,355								
⑤ 鋼構等工場製作費(電気工事・光ケーブル工事の場合は、機器費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 別途調査等工事価格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 工事価格	69,300	69,300	41,750	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑧ 消費税相当額（下請欄は、下請工事価格の自動計算値）	3,465	3,465	工事価格の計算値⇒	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑨ 工事請負金額	72,765	72,765								
⑩ 営繕費のうち、地代に要した費用	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 準備費のうち伐開・除根等に要した費用	441	441	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 仮設費（直工）にてイメージアップに要した費用	849	849	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 二次下請負者の数	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 二次下請負者の外注一般管理費等の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑮ 二次下請負者への発注工事価格の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑯延実人員数と作業日数										
(1) 労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11
(2) (1)のうち通勤労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11
(3) 技能関係等従事者延人員	393	192	201	70	60	0	48	4	14	5
(4) 技術事務関係社員等従業員延人員	17	0	17	0	0	17	0	0	0	0
(5) 作業日数			222	70	45	16	48	26	14	3
⑰ 現場管理費.その他のうち、事務用品費に要した費用	349	348	1	0	0	0	0	0	1	0
⑱ 現場管理費.その他のうち、動力・用水光熱費に要した費用	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙様式－１

様式－６(1)　　年月日：

Ｖ　Ｅ　提　案　書

（発注者）　殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏　名 ＴＥＬ ＦＡＸ
ＶＥ提案の概要	注）記入欄が不足する場合には、様式－６(1)の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円
概　算　低　減　額　合　計		

別紙様式－２

様式－６(2)

番　号		項　目　内　容	

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比

【現状】　略図等	【改善案】　略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－３

様式－６(3)

番　　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【 現　状 】					単位：千円	【 改善案 】					単位：千円	摘　　要
名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	

別紙様式－４

様式－６(4)

番　号		項目内容	

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－５

号
令和　　年　　月　　日

Ｖ　Ｅ　提　案　採　否　通　知　書

○　○　○　○　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長　　印

特記仕様書「○　ＶＥ提案について」に基づき、平成　年　月　日付けで提出されましたＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番　号	項　　目　　内　　容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式－6

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類						工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
作成時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
									受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管					
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-36-7	ー		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
			2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
			4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-15	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書	8	工事請負契約書	―	ー	○												
		設計図書	9	共通仕様書	―	ー	○												
			10	特記仕様書	―	ー	○												
			11	発注図面	―	ー	○												
			12	現場説明書	―	ー	○												
			13	質問回答書	―	ー	○												
			14	工事数量総括表	―	ー	○												
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○							
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○							
			18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	ー		○						○					
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	ー		○						○					
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	ー		○						○					
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	ー		○						○					
			23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	ー		○						○					
			24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○							
			25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	ー		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	ー		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	ー		○			○								
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	ー		○			○								
	工事書類	1施工計画 ①施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	ー		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	ー		○			○								
			33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	ー		○			○								
			34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-38-1	ー		○			○								
			35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		ー		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制 ②施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○			○								
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								
施工中		3施工状況 ③施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
			40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○								
			42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○			○								
			43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○								
			44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○								
			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	ー		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類						工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
									受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管					
施工中	工事書類	3施工状況	③施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○		○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等 は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○		○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－			○					○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○					○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○		○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○		○								事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○		○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○		○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
		中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○			○							
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○			○							
		完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○			○							
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○			○							
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○			○							
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○		○								
		既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○			○							
				62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○		○								中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○		○								
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○			○							
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○			○							
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○			○							部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○			○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○		○								支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○		○								支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○		○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○		○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○		○								現場発生品がある場合に提出する。
		その他		72	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7	－		○		○								既済部分検査等の際に提出する。
				73	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○					○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○				○						
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○				○						
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○				○						新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○			○							
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○			○							
				79	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○			○							
		工事書類		80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○		○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○		○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
				82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○		○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○		○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
				84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○		○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○		○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
		工事完成図書		86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○		○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○		○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		その他		88	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○				○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○				○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他			90	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－	○	○				○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－７

工　期　通　知　書

令和○○年○○月○○日

（分任）支出負担行為担当官
○○　○○　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工　事　名	○○○○工事
工 事 場 所	○○県○○市○○
契約予定年月日	平成　　年　　月　　日
工 事 の 始 期	平成　　年　　月　　日
工　　期	工 事 の 始 期 か ら （○○○日間） 平成　　年　　月　　日 まで

※工事の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

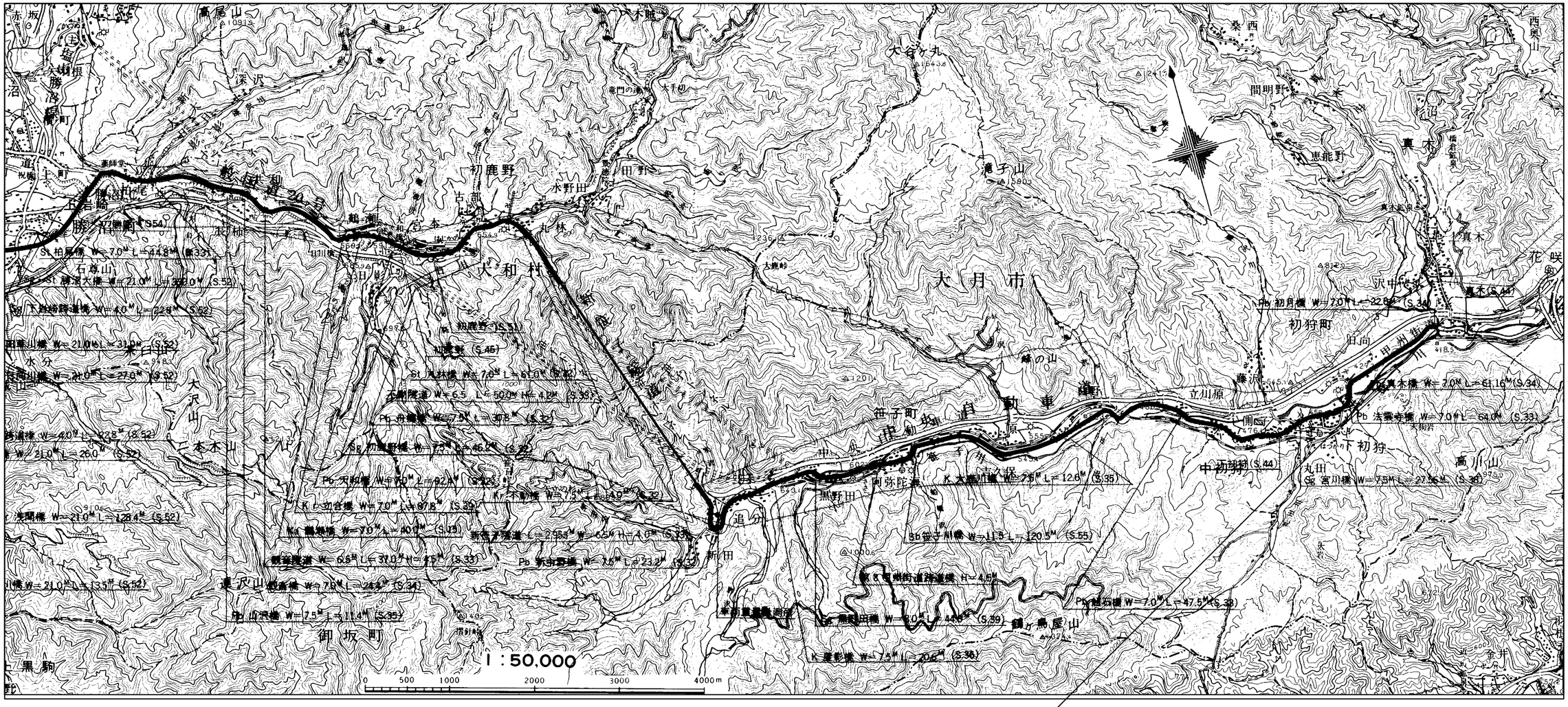
※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

位　置　図（１）　S=1:50,000

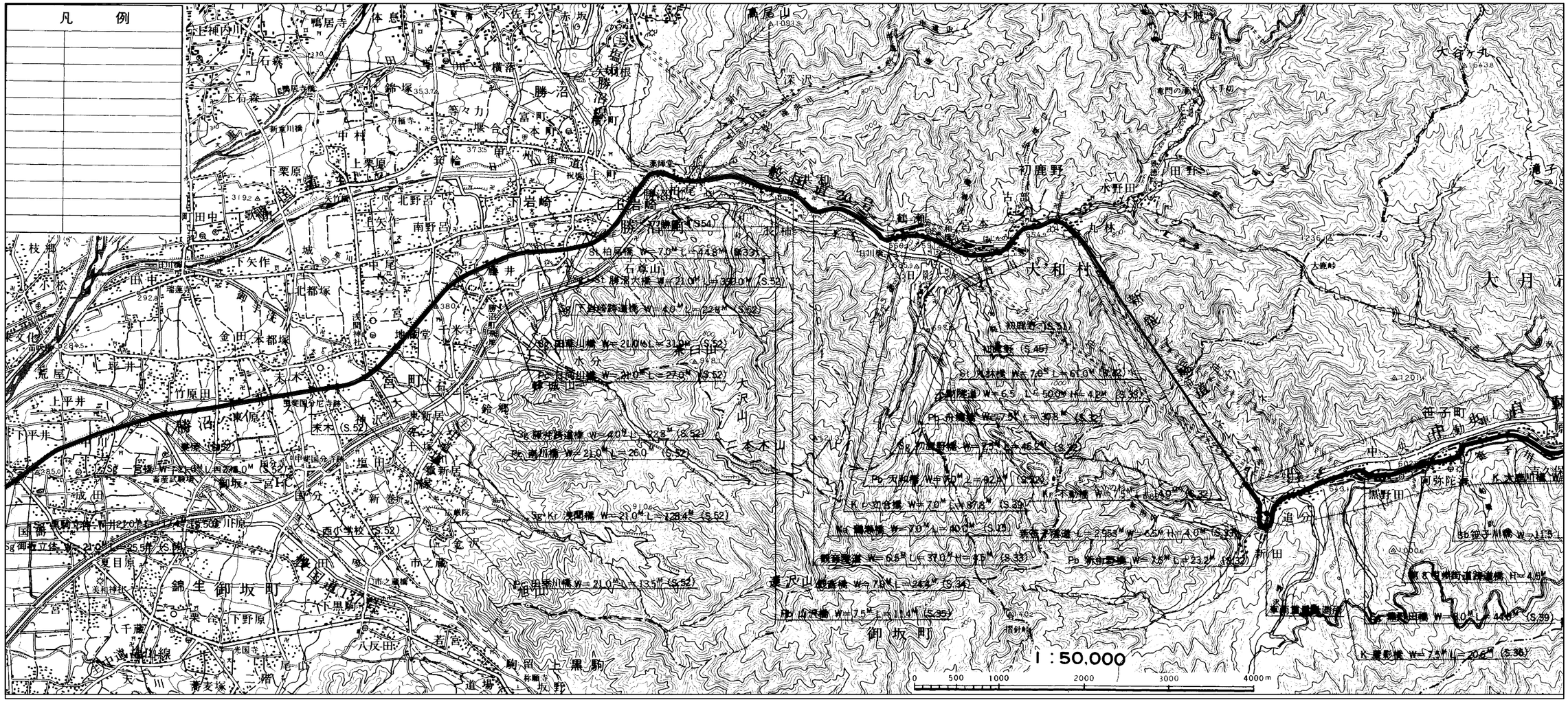


標識補修工事区間　大和国道出張所:31.129km

大標識補修（甲府出張所管内：7基 大和国道出張所管内：2基）

工事名	R７甲府出張所管内外標識補修工事								
図面名	位　置　図（１）								
縮尺	1：50,000	図面番号	１４ の １						
年月日	令和８年４月								
所長		副所長		調整官		専門官		設計	
設計会社名									
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所								

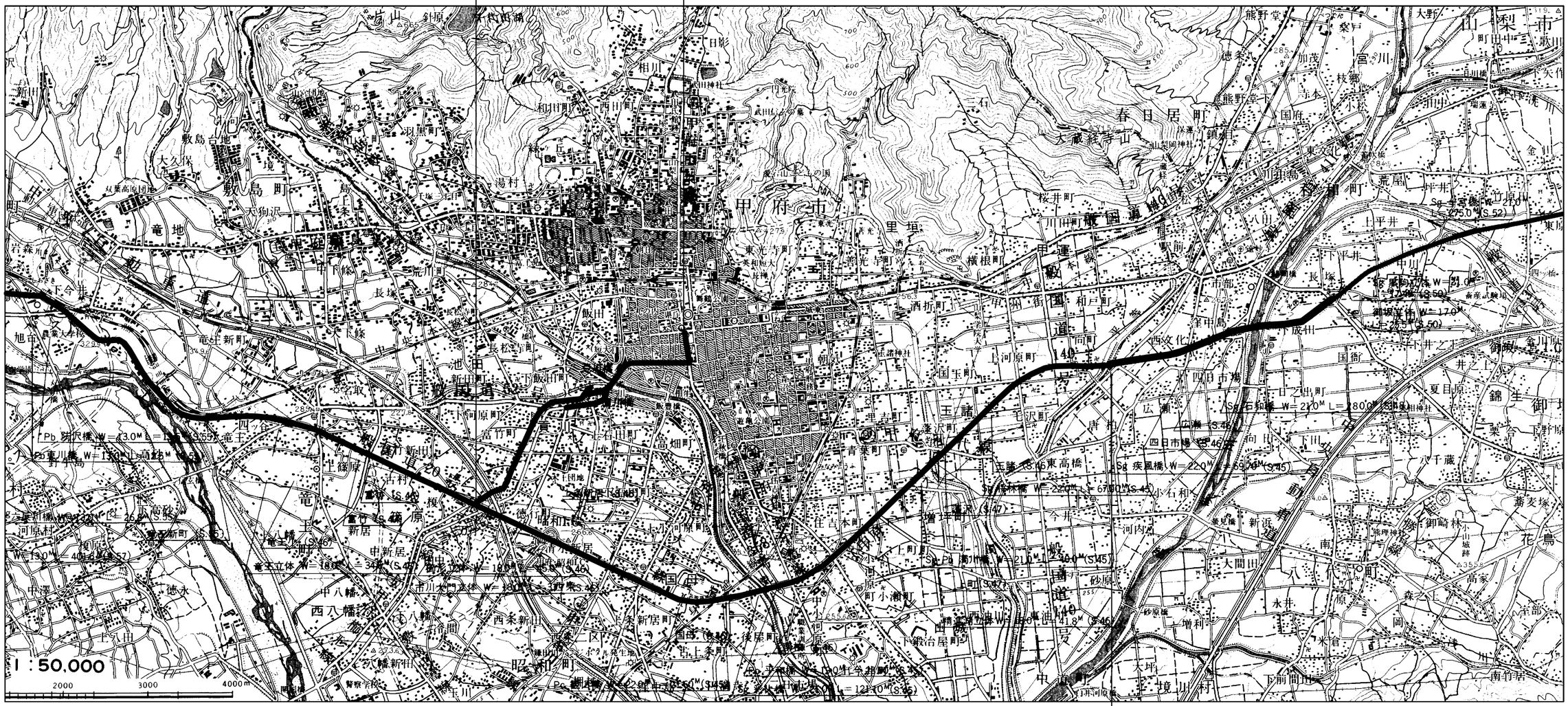
位　置　図（２）　S=1:50,000


凡　例
１：50,000
0　500　1000　2000　3000　4000m
大和村
御坂町
錦生御坂町
勝沼町
富士川町
甲府国分寺跡
甲斐国分寺跡
笛子町
黒野田
初鹿野
古部
水野田
田野
追分
新田
大谷ヶ丸
大月市
国道137号
中央本線
身延線
笛吹川
富士川
大　川
Sg 一宮橋 W=21.0M L=255.0M (S.52)
Sg 御坂立体 W=21.0M L=25.5M (S.52)
Sg 国道137号橋 W=21.0M L=128.4M (S.52)
Sg 一宮橋 W=21.0M L=278.0M (S.52)
Sg 御坂跨線橋 W=21.0M L=238.0M (S.52)
Sg 国道137号橋 W=21.0M L=310.0M (S.52)
Sg 下黒駒跨道橋 W=10.0M L=22.8M (S.52)
Sg 国道137号橋 W=21.0M L=310.0M (S.52)
Pc 日川橋 W=3.0M L=27.0M (S.52)
Sg 御坂跨道橋 W=10.0M L=23.8M (S.52)
Pc 南川橋 W=3.0M L=26.0M (S.52)
Sg Kr 笛吹橋 W=21.0M L=128.4M (S.52)
Pc 田富川橋 W=21.0M L=13.5M (S.52)
St 柏尾橋 W=7.0M L=44.8M (S.33)
St 勝沼大橋 W=21.0M L=338.0M (S.52)
(S.54)
(S.52)
(S.52)
(S.52

標識補修工事区間　甲府出張所:52号 5.914km

小型標識補修（甲府出張所管内：計130基）

位　置　図（３）　S=1:50,000



標識補修工事区間　大和国道出張所:31.129km 甲府出張所:20号 43.013km

甲府出張所管内 | 大和国道出張所管内

大型標識補修（甲府出張所管内：7基 大和国道出張所管内：2基）

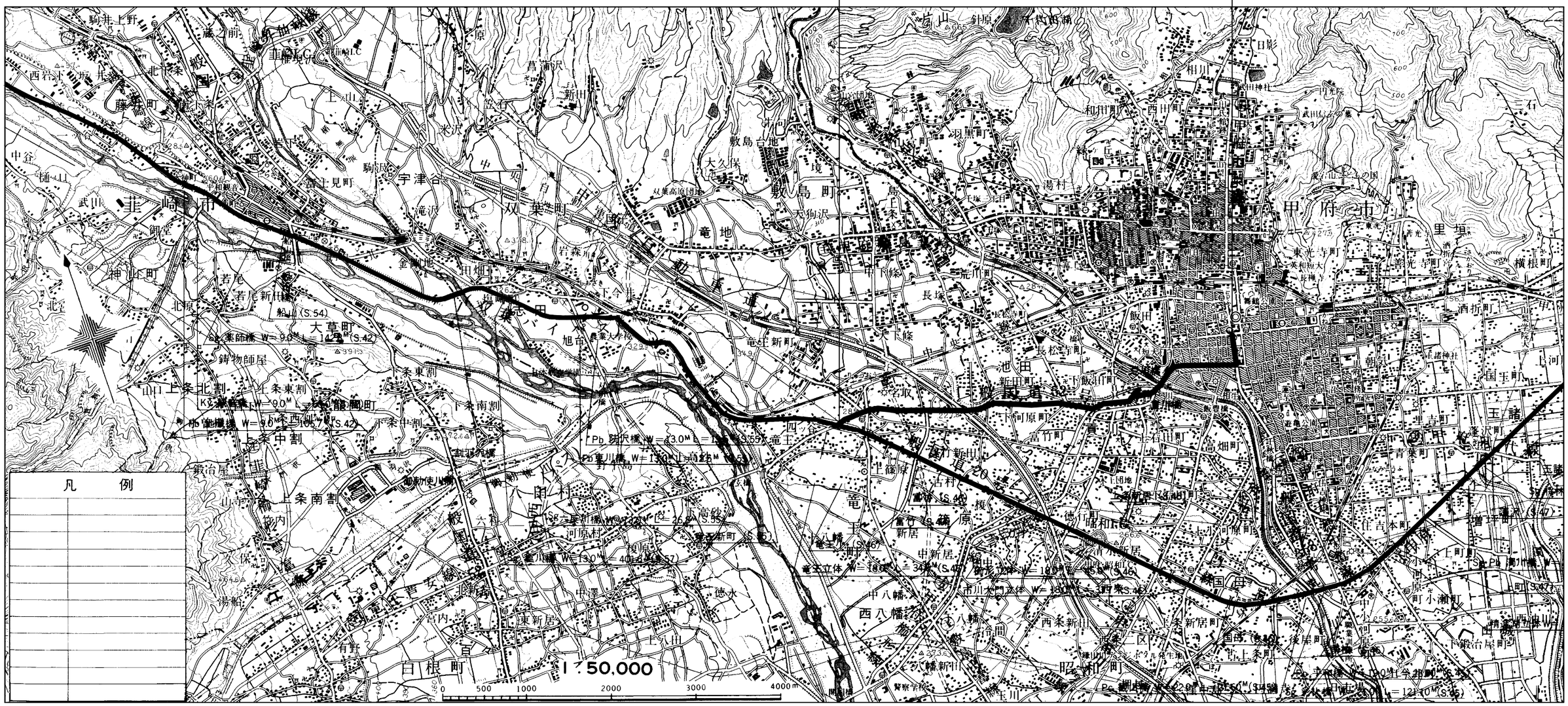
小型標識補修（甲府出張所管内：計130基）

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	位　置　図（３）		
縮尺	1：50,000	図面番号	１４ の ３
年月日	令和８年４月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

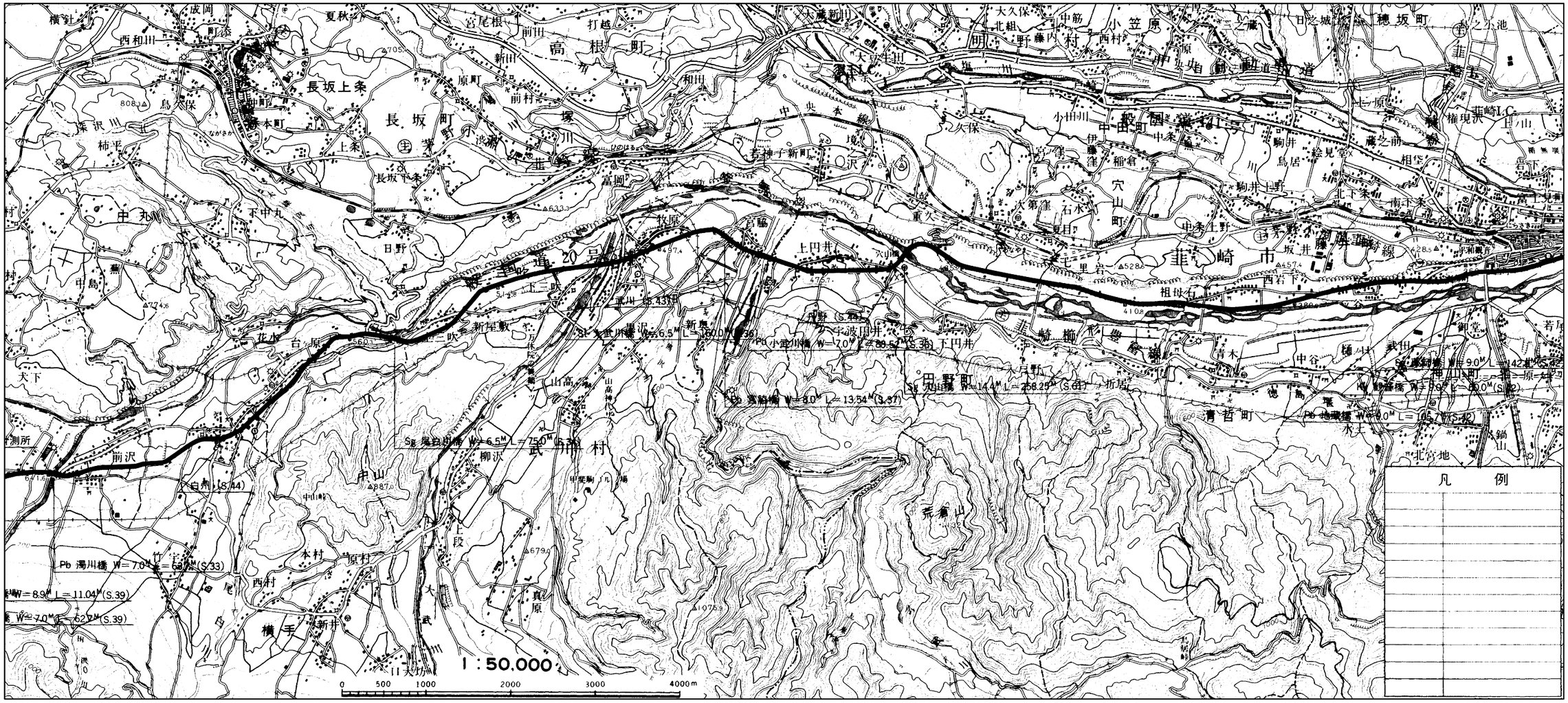
位　置　図（４）　S=1:50,000

標識補修工事区間　　甲府出張所:52号 5.914km

小型標識補修（甲府出張所管内：計130基）


凡　例
1:50,000
0 500 1000 2000 3000 4000m
駒井上野
西岩上坂
藤井町
中谷
樋山
武川
韮崎市
御堂
神山町
若尾
若尾新田
北原
大草町
鋳物師屋
山口上条北割
上条東割
下条南割
下条中割
上条中割
上条南割
竹内
宮内
有野
百々
白根町
韮崎IC
韮崎駅北
船山(S.54)
薬師橋 W=9.0M L=14.2M (S.42)
橋場橋 W=9.0M L=105.7M (S.42)
鍛冶屋
諏訪神社
藤井
六科
六保
湯船
上今井
金剛地
田畑
旭
竜地
若尾
北原
大久保
駒沢
宇津谷
双葉町
敷島台地
敷島町
天狗沢
竜王新町
竜王
竜
竜王駅
竜王小学校
竜王中学校
竜王立体 W=16.0M L=34.4M (S.45)
竜王橋 W=13.0M L=40.4M (S.57)
河原村
複原
中澤
徳永
東新居
十八田
下高砂
上今井
下今井
西八幡
中八幡
八幡新川
西条新川
西条一区
昭和町
玉川
Pc 玉川橋 W=12.0M L=36.2M (S.55)
Pb 隋沢橋 W=13.0M L=19.3M (S.59)
Pb 東川橋 W=11.0M L=20.4M (S.54)
Pc 八幡橋 W=12.0M L=36.2M (S.55)
Pc 八幡橋 W=12.0M L=36.2M (S.55)
Pc 八幡橋 W=12.0M L=36.2M (S.55

位　置　図（５）　S=1:50,000



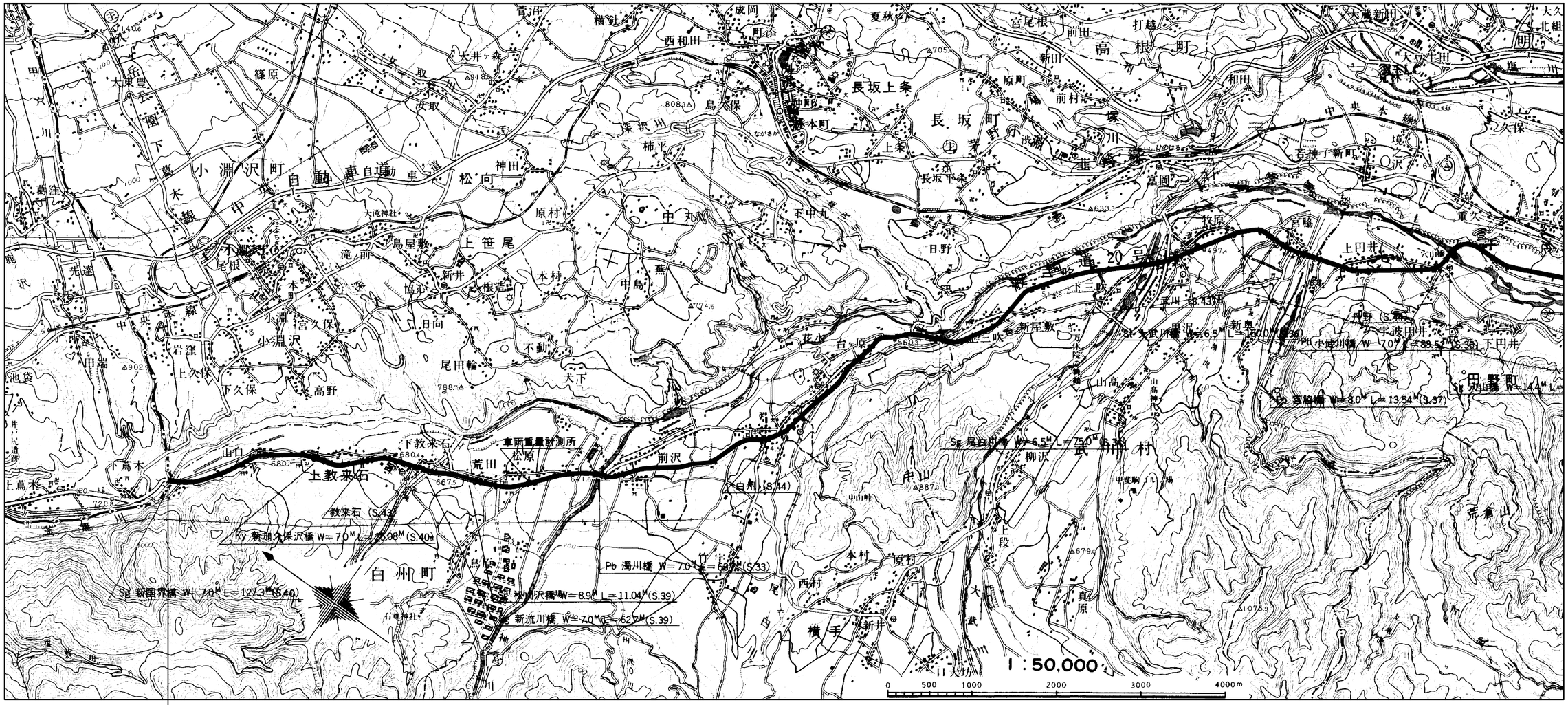
標識補修工事区間　甲府出張所:43.013km

大型標識補修（甲府出張所管内：7基 大和国道出張所管内：2基）

小型標識補修（甲府出張所管内：計130基）

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	位　置　図（５）		
縮尺	1：50,000	図面番号	１４ の ５
年月日	令和８年４月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

位　置　図（６）　S=1:50,000



標識補修工事区間　甲府出張所:43.013km

大型標識補修（甲府出張所管内：7基 大和国道出張所管内：2基）

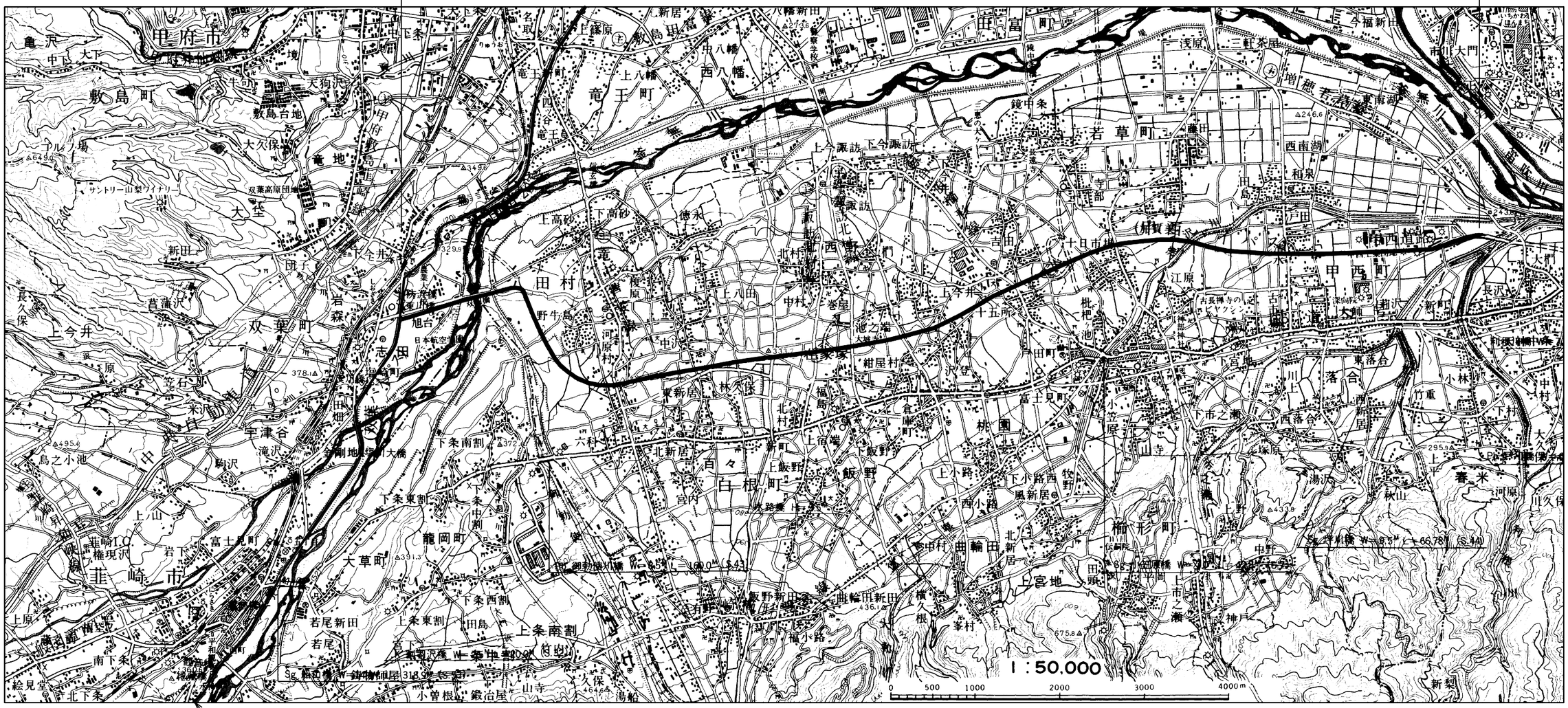
小型標識補修（甲府出張所管内：計130基）

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	位　置　図（６）		
縮尺	1：50,000	図面番号	１４ の ６
年月日	令和８年４月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

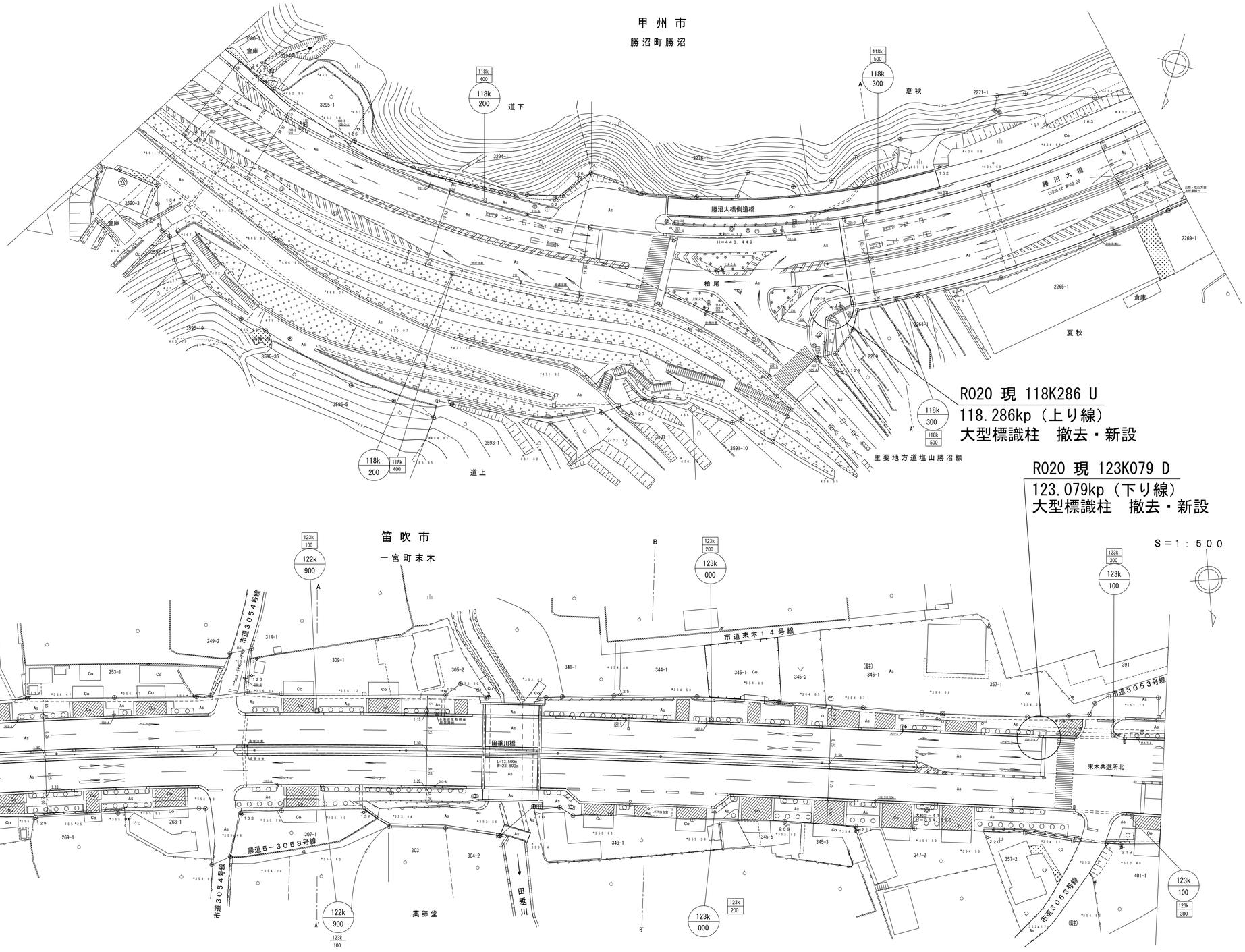
標識補修工事区間　甲府出張所:52号 14.238km

小型標識補修（甲府出張所管内：計130基）

位　置　図（７）　S=1:50,000


甲府市
韮崎市
敷島町
大草町
龍岡町
白根町
双葉町
竜王町
西八幡
上八幡
中八幡
若草町
甲西町
櫛形町
上宮地
富士見町
小笠原
落合
春米
大坪
団子
岩森
志田
宇津谷
中楯
上今井
下今井
新田
竜地
大久保
敷島台地
ゴルフ場
サントリー山梨ワイナリー
双葉高原団地
天狗沢
亀沢
上条東割
上条南割
下条東割
下条南割
下条西割
北下条
南下条
若尾新田
若尾
小曽根
鍛冶屋
山寺
久保
湯船
上宮地
飯野新田
曲輪田新田
曲輪田
横根
峯村
神戸
新梨
上市之瀬
中野
上野
秋山
河原
川久保
上平
小林
竹重
西落合
新居
下市之瀬
塚原
湯沢
山寺
東落合
富士見町
桃園
倉庫町
上宿端
飯野
上小路
下小路
牧野
風新居
西小路
福小路
北新居
東新居
林久保
福島
紺屋村
宮地
池之端
大鳥
十五所
古長禅寺のビャクシン
深向院
大鳥
新町
長沢
江原
十日市場
吉田
北村
西野
中杜
上八田
下高砂
上高砂
徳永
竜王今諏訪
上今諏訪
下今諏訪
鏡中条
三軒茶屋
浅原
今福新田
市川大門
増穂石高
東南湖
西南湖
和泉
戸田
(旧甲斐)
西道路
(旧甲斐)
(旧甲斐)
(旧甲斐)

標識補修工平面図（１）



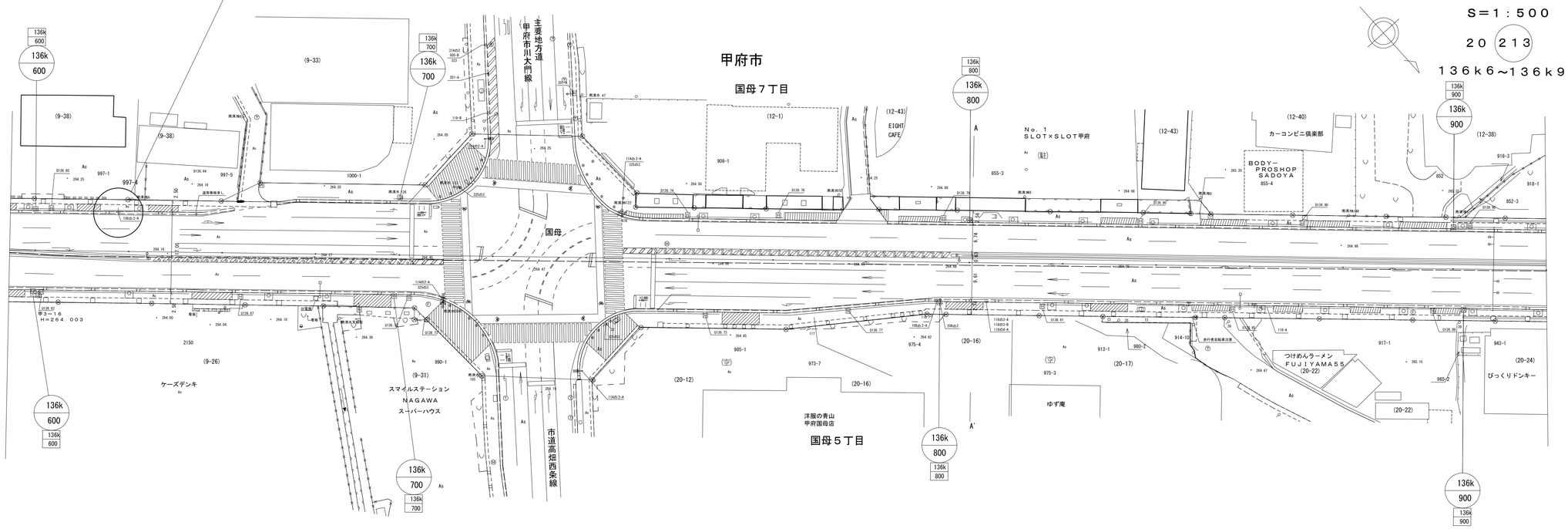
工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	標識補修工平面図（１）		
縮尺	1:500	図面番号	１４ の ８
年月日	令和８年４月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

標識補修工平面図（２）

R020 現 136K618 D

136.618kp（下り線）

大型標識柱　撤去・新設



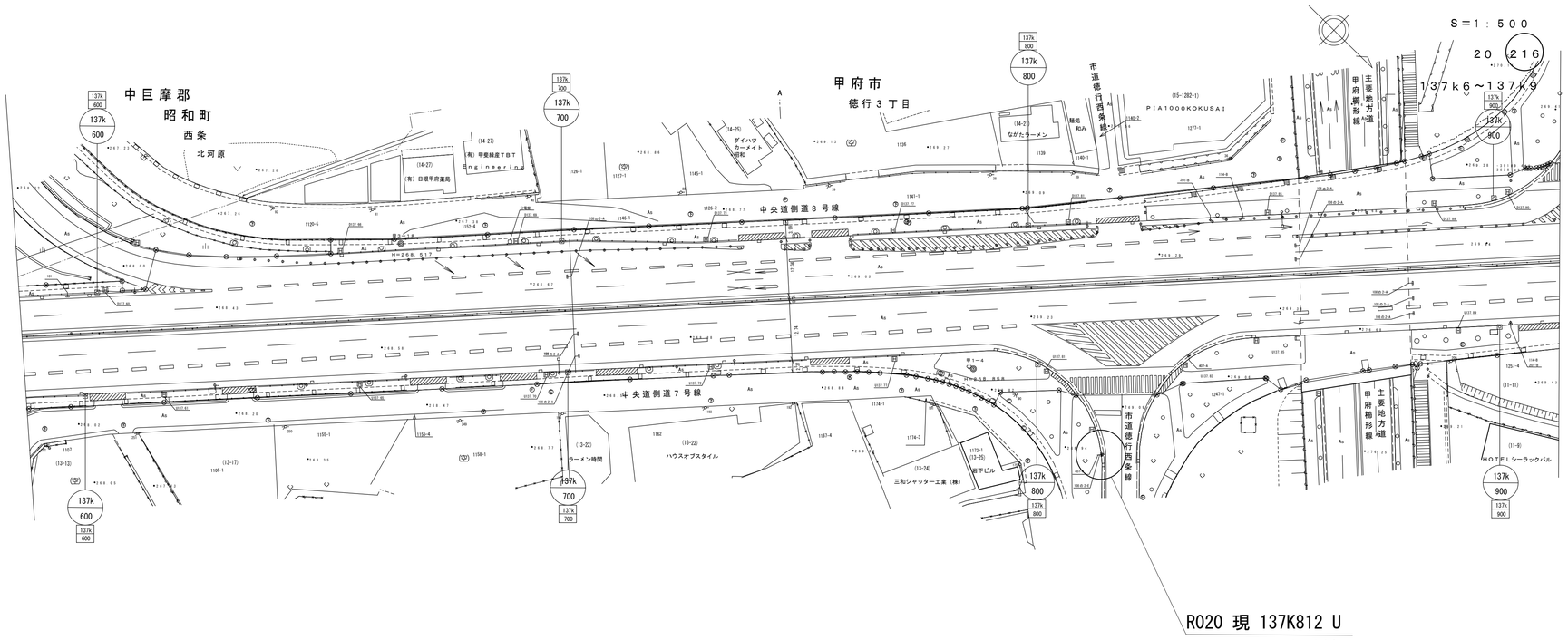
R020 現 137K092 U

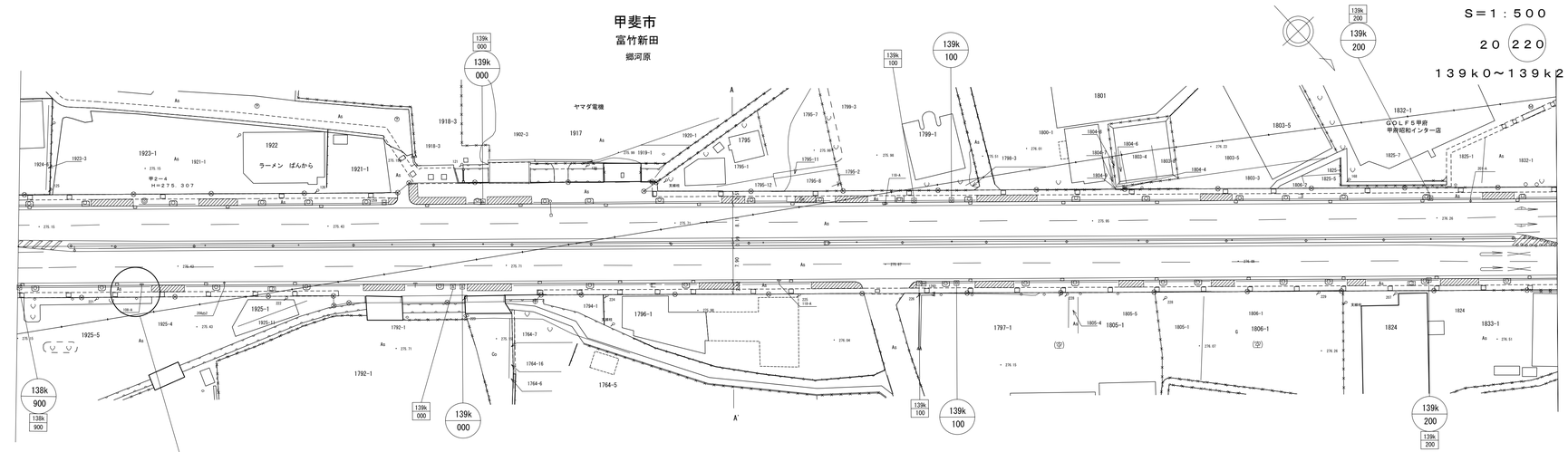
137.092kp（上り線）

大型標識柱　撤去・新設

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	標識補修工平面図（２）		
縮尺	1:500	図面番号	１４ の ９
年月日	令和８年４月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

標識補修工平面図（３）



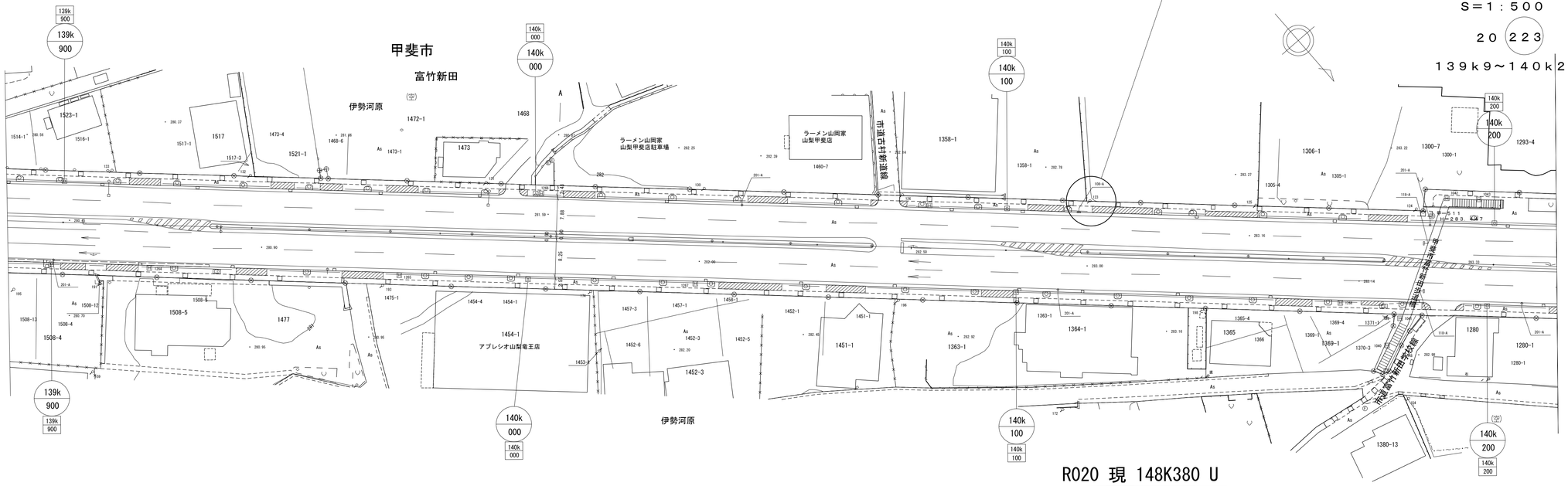


工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	標識補修工平面図（３）		
縮尺	1:500	図面番号	１４ の １０
年月日	令和８年４月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

標識補修工平面図（４）

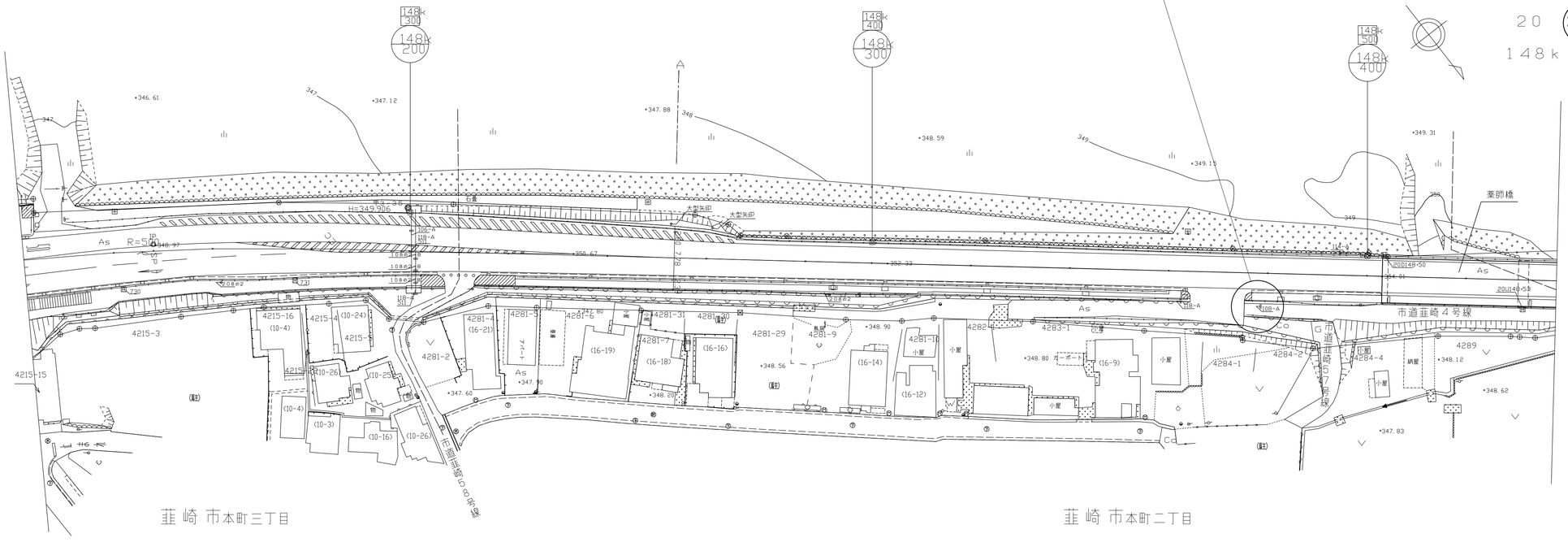
R020 現 140K115 D
140.115kp（下り線）
大型標識柱　撤去・新設

S＝１：５００
２０　２２３
１３９ｋ９～１４０ｋ２



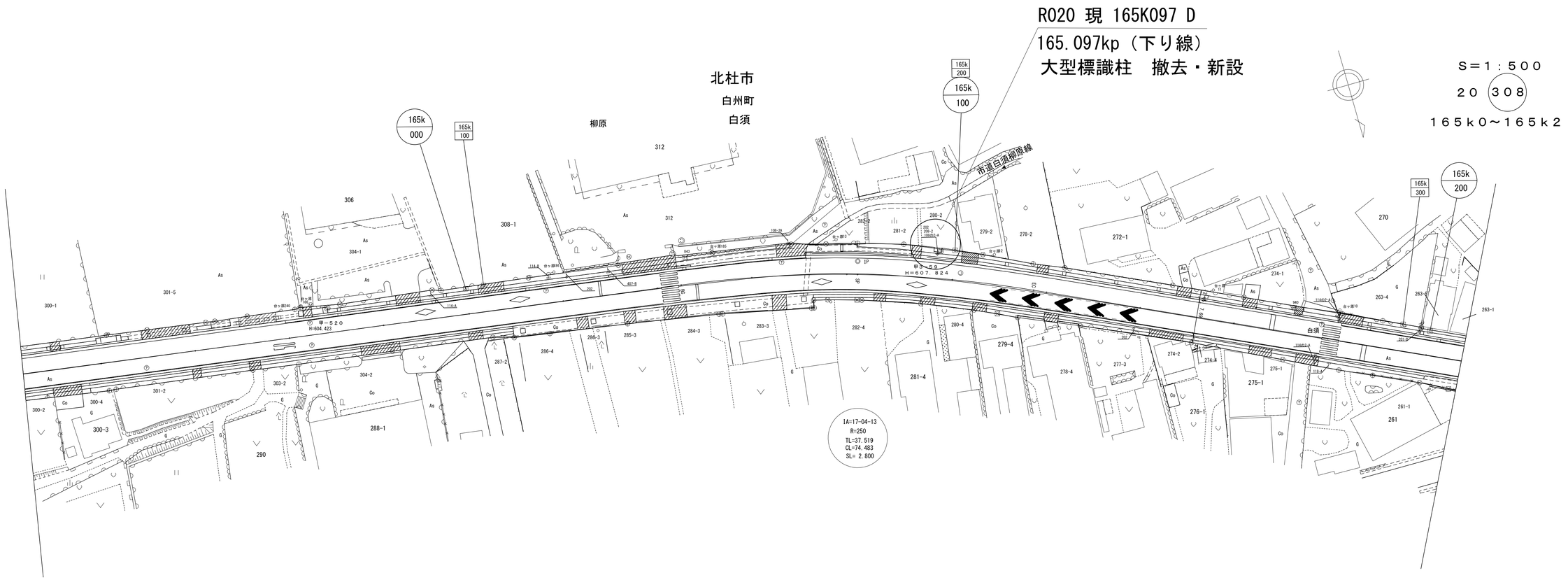
R020 現 148K380 U
148.380kp（上り線）
大型標識柱　撤去・新設

S=1:500
20　252
１４８ｋ１～１４８ｋ４



工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	標識補修工平面図（４）		
縮尺	1:500	図面番号	１４ の １１
年月日	令和８年４月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

標識補修工平面図（５）

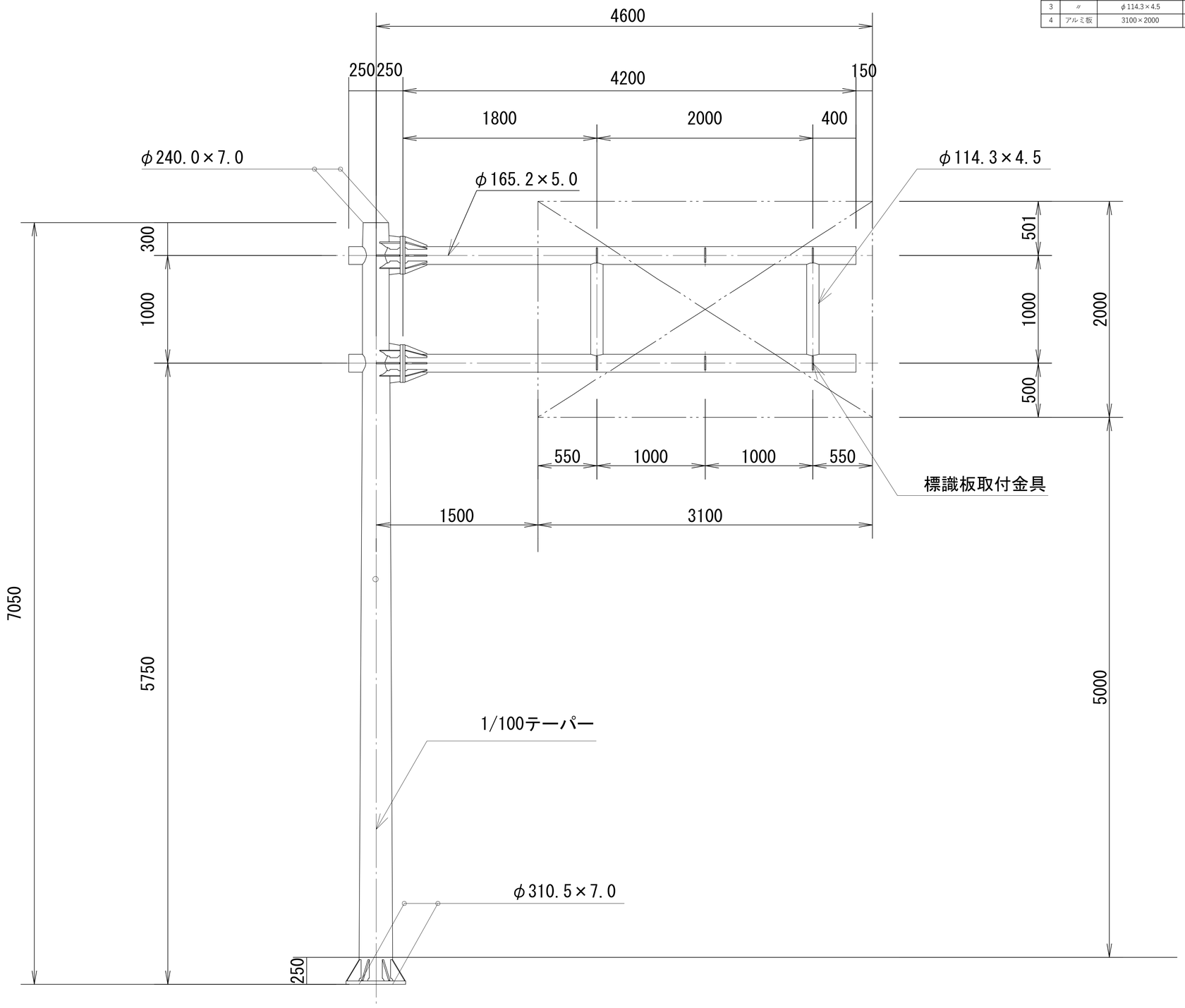


工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	標識補修工平面図（５）		
縮尺	1:500	図面番号	１４ の １２
年月日	令和８年４月		
設計会社名			
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

大型標識標準図

S=1:20(A1)
S=1:40(A3)

番号	種別	形状寸法 mm	長さ mm	単位質量 kg／m,㎡	1個当たり質量 kg／piece	員数	質量 kg	備考
1	鋼管	φ24.0～φ310.5×7.0	7050	54.95	334.82	1	334.82	支柱
2	〃	φ165.2×5.0	4700	19.8	93.06	2	186.12	横梁
3	〃	φ114.3×4.5	1000	12.2	12.2	2	24.40	〃
4	アルミ板	3100×2000		20	124	1	124.00	標識板



※寸法は参考値となる

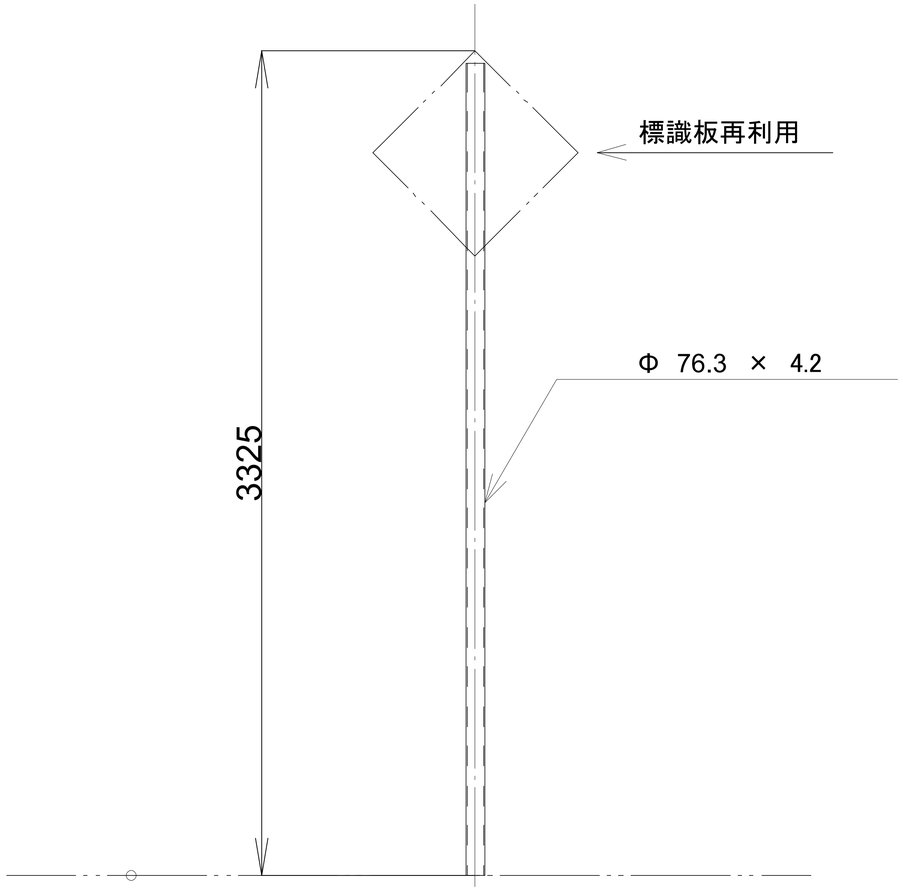
●下記の条件で積算している。詳細については、現地調査のうえ、監督職員と協議し、必要に応じて設計変更の対象とする。
※標識板、基礎は再利用するものとする。
※標識板の取付用ボルト、ナット、ブラケットは再利用を予定している。
※標識柱は下地亜鉛メッキ＋静電粉体塗装で計上している。

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	大型標識補修一般図		
縮尺	図示	図面番号	１４ の １３
年月日	令和　８　年　４　月		
設計会社名			
事務所名	関東地方整備局　甲府河川国道事務所		

小型標識標準図

S=1:20(A1)
S=1:40(A3)

番号	種別	形状寸法 mm	長さ mm	単位質量 kg／m,㎡	1個当たり質量 kg／piece	員数	質量 kg	備考
1	鋼管	φ76.3×4.2	3325	7.47	24.84	1	24.84	単柱
2	アルミ板	585×585		20	6.84	1	6.84	標識板



※寸法は参考値となる

●下記の条件で積算している。詳細については、現地調査のうえ、監督職員と協議し、必要に応じて設計変更の対象とする。
※標識柱、基礎を撤去、更新する。
※標識柱の撤去、新設に伴う舗装の撤去、復旧は計上していない。
※標識柱は下地亜鉛メッキ＋静電粉体塗装（白色）で計上している。

工事名	Ｒ７甲府出張所管内外標識補修工事		
図面名	小型標識補修一般図		
縮尺	図示	図面番号	１４ の １４
年月日	令和　８　年　４　月		
設計会社名			
事務所名	関東地方整備局　甲府河川国道事務所		